

2008年5月14日

議長選挙立候補にあたり、私、加藤清助の所信表明の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

議会運営及び改革について、所信の一端を述べさせていただきたいと思います。

本市議会でも昨年度、議会改革調査特別委員会が設置され、先般、議会改革に関する「提言」として、まとめ報告されたことは御承知のとおりであります。

私は、この提言報告が、本市議会のこれまでの先輩諸氏のつくられてきた改革につながり、いっそう具体的な改革に向けての一步となることを願うものであります。

さて、本市議会でも、先進的に実現した「市民自治基本条例」の制定などにみられるように、今、全国的にも、地方議会における自主・立法活動の拡大もあって、地方議会の活動のありかたに対する関心が広がるとともに、議会内部からの自主的な改革提案も行われ、改革に着手した議会が増加していると伝えられています。

その背景には、地方制度調査会の「地方議会のあり方」に関する答申や、それに対応した議会機能の強化のための地方自治法の改正があり、また、自治体議会側から積極的に改革に乗り出す機運が生まれている状況にあると言えます。

地方分権改革以前ではあまり議論の対象とされていなかった地方議会と首長など執行機関との関係といった、自治体組織機構の根幹にかかわる議論も展開されるようになり、あわせて、憲法における地方議会の位置づけを解明する必要性が改めて認識されているように思われます。

議会運営改革のいくつかの課題として、3点ほど述べたいと思います。

- ① 代表型議会の運営から、参加型議会の運営へ
- ② より高い透明性と政治倫理確立の議会へ
- ③ 行政のチェック監視機能と政策提案、立法機能の強化
であります。

ひとつめの、代表型議会から、参加型議会の運営へ、についてであります。

市民の参加権は、一般的には、地方自治法上の参加権として間接民主主義的な議員選挙権とともに住民投票・リコール・監査請求などの直接民主主義的な参加権が認められています。

また、本市の市民自治基本条例、第2章「市民の権利」第4条に「市の意思形成に關与する権利」「市の執行機関と議会に対して、市民の意見反映、市民参加のための制度の導入に努力すること」を明記しているところでもあります。

これまで、審議会のような付属機関は市の実施者である市長や教育委員会によって設置されるが、議会には認められないと解されてきました。しかし、地方自治法96条2項を活用して、その設置が可能となるなら、そこへの市民参加が実現できることを、三重県議会基本条例が具現化しました。具体的な議会への市民参加として、委員会審議への参加を実現することは可能であり、

議会の政策形成における市民参加のしくみとして議会改革の機動力となっていくものと考えます。

2つめの高い透明性と政治倫理の確立についてであります、すべての議会審議の公開はもとより、市民の税金を元手に運営される、議会、議員活動にかかわる費用の透明性もまた、市民が求める透明性の対象となっています。議会出席の費用弁償の廃止や、政務調査費の常設公開や、慣例による海外視察の中止などは、地方議会の趨勢となっており、本議会においても焦眉の課題だと言えるでしょう。同時にまた、市民は議会議員に対し「政治倫理」を求めています。本市議会にも「政治倫理要綱」が設けられていますが、すでに多くの自治体議会では「政治倫理条例」として定めています。より高いレベルとして、「条例」化の確立が求められると思います。

3つめの「行政のチェック監視機能と政策提案、立法機能の強化についてであります、すべての自治体が、住民の直接選挙で選ばれた首長と議会を持つ2元代表制を取っています。

いまさら言うまでもなく、それぞれ独自の権限を持つ両者が、お互いにチェック・アンド・バランスの関係を保ちながら地方自治行政の民主的発展を図る立場からとられている制度です。この制度が生かされるためには「住民の福祉の増進に貢献する」という地方自治の本旨にもとづく厳しいチェックこそ議会に求められ、同時に、地方自治体が抱える困難に対し、議会・議員自らこの地域の中にある大きな可能性を引き出し、生かすことであり、その手段として議会の立法府機能にもとづく政策立案「提案する議会」への改革があると思います。

最後に、議会の審議は、一般に行われている会議とはいささか異なったやり方で運営されるのだなあと、議員になった最初に感じたことがあります。

各委員会の審議は、議案提出者からの説明を受けた後、議員による質疑・討論・採決と言う流れで行われるわけですが、質疑はあくまでも議案についての疑義を議案提出者に質するものであり、討論は、議員の議案に対する賛否の意見を述べることであって、他の議員と率直に討論することではありません。

議会は、議員同士が討議を行える場へと改革していくべきではないかと感じている次第です。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。
ご静聴いただきましたことに感謝申し上げます、終わります。
ありがとうございました。